

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十七年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ドン・キホーテ奈良桜井大福店

所在地 桜井市大字大福一〇五九ほか二六筆

二 述べられた意見の概要

桜井市の区域内に居住する者

1 交通に関する事項

(1) 中和幹線の円滑な交通流動に資するための出入口の運用変更

来店車による中和幹線（道路N〇・1）への交通の影響をより少なくするため、中和幹線（道路N〇・1）の出入口②を出口専用、出入口③を入口専用に変更すること。

なお、道路及び出入口の番号は、大規模小売店舗立地法届出書付図3による。

(2) 駐車場計画の抜本の見直し及び届出のない出入口が周辺生活道路や通学路に与える影響を防止するための対策の実施

届出書に記載のある出入口は、三箇所であり、それ以外の出入口の設置は認められないことから、出入口が三箇所となるように、臨時駐車場との間にある河川（オンパ川をいう。）及び市道（幅員約三・八メートルから約四・一メートルの道路をいう。以下「オンパ道路」という。）をまたぐ立体交差の連絡通路を設置するように駐車場計画や出入口計画を抜本的に見直すこと又は大福区内の生活道路や通学路への影響を少なくするために、小売店舗計画地内の駐車場（駐車台数一五七台の駐車場をいう。以下「本体駐車場」という。）が概ね満車状態にならない限り、本体駐車場南側にある届出のない出入口は、常時閉鎖しておくこと。また、概ね満車状態になって臨時駐車場を臨時的に使用する時間帯は、複数名の交通整理員を常置するとともに、オンパ道路にもA型バリケードを設置する等の両駐車場相互間の往来以外を阻止するようなハード及びソフト両面の対策の実施を義務づけること。

2 騒音に関する事項

臨時駐車場の深夜時間帯の使用禁止及び騒音対策の確実な実施

住宅に近接する臨時駐車場については、夜間騒音の周辺生活環境への影響を最小限にするために、二十二時から翌六時までの夜間時間帯は閉鎖し、消灯すること。

3 生活環境に関する事項

(1) 文教施設への影響の排除等を目的とした小売店舗の深夜営業の禁止及び制限

近隣の文教施設の小・中学校の児童や生徒の健全な育成、非行防止、安全対策及び近隣の第一種住居地域の生活環境の保全のために、二十二時から翌六時までの小売店舗の深夜営業を禁止し、深夜営業に対して厳しい時間制限を課すこと。

(2) 農作物等への光害防止対策の実施

農地に隣接する臨時駐車場については、農作物や花卉栽培に対する光害及び夜間照明灯に集まる害虫による食害等の影響を確実に回避するために、二十二時から翌六時までの夜間時間帯は、閉鎖し、消灯すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十七年二月二十七日から同年三月二十七日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除き
ます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで